

## 1 1 農村基盤整備課の事業概要



# (事業名) 土地改良施設等維持管理強化事業

(継続 実施期間：昭和63年～ )

本年度予算額 (前年度予算額)	左の財源内訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国庫	一般	その他		
千円 18,600 (30,721)	千円 6,780	千円 6,780	千円 5,040	農村基盤整備課 (農地整備班)	振興局 (農林基盤部)

## 事業の趣旨

土地改良事業の進展に伴い、土地改良施設は高度化、複雑化の傾向にあり、今後はこれらの施設の維持管理が極めて重要な課題となっている。

このため、これらの施設の適正な維持管理事業を実施することにより、土地改良事業の円滑な推進を図る。

## 事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
水土総合強化推進事業(土地改良施設管理円滑化事業)	千円 6,000	専門的な技術職員により施設の維持管理指導を行う土地改良指導センターに助成を行う。	27施設
基幹水利施設保全管理対策事業(施設管理技術者育成対策事業)	12,600	ダム、頭首工等の基幹的水利施設の操作・点検等の濃密な実施指導を行う事業。	千倉ダム (日田市)外4施設

## 補助等の条件

事業区分	事業主体	採択基準(又は条件)	補助率
水土総合強化推進事業(土地改良施設管理円滑化事業)	県土地改良事業団体連合会	①定期診断施設 ダム、ため池、頭首工、揚水機場その他の農業水利施設であって、委員会において定めたもの(27施設) ②要請に基づく診断施設 ①以外の農業水利施設で、土地改良区等から要請のあったもの	国 50% 県 50%
基幹水利施設保全管理対策事業(施設管理技術者育成対策事業)	県	国営土地改良事業等で造成され、土地改良区等が管理している基幹的水利施設で、高度な技術管理能力を有する者による施設管理の指導、援助を必要とするもので、「対象施設の評点の算定方法」に基づく評点が、概ね5点以上のもの(5地区)	(事業費) 国 30% 県 30% 地元 40%

## 県の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
水土保全強化対策事業 基幹水利施設管理技術者育成支援事業	大分県土地改良事業推進対策関係補助金交付要綱

## 国の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
水土保全強化対策事業 基幹水利施設管理技術者育成支援事業	水土総合強化推進事業実施要綱・要綱(土地改良施設管理円滑化事業) 基幹水利施設保全管理対策実施要綱(施設管理技術者育成対策)、実施要領

# (事業名) 基幹水利施設管理事業

(継続 実施期間：平成9年～ )

本年度予算額 (前年度予算額)	左の財源内訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国庫	一般	その他		
千円 14,724 (12,002)	千円 7,140	千円 7,584	千円	農村基盤整備課 (農地整備班)	振興局 (農林基盤部)

## 事業の趣旨

農業水利施設は、環境、防災、国土保全等に資する機能を果たすなど、社会経済情勢の変化に伴って、その公共性・公益性は益々高まってきており、この面からも施設機能の適正な管理が望まれている。このため、都道府県、市町村及び土地改良区が一体となって農業水利施設の管理を強化する方策を講じるとともに、大規模で公共性の高い施設のうち市町村等が管理するものについては、その適正管理に要する費用に補助する事業を創設し、新政策による新しい地域農業の確立及び農村地域の振興に資する。

## 事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
基幹水利施設管理事業	千円 14,724	地域に存する一連の基幹水利施設について、都道府県、市町村及び土地改良区等が協議会を設けて基幹水利施設管理強化計画書を策定し、これに基づいて市町村等が土地改良区と連携をとりつつ、施設のもつ農業用排水の安定、農村地域の防災・環境保全等の機能を強化した管理事業を実施する。	日出生ダム地区 西椎屋頭首工地区 宇佐西部頭首工地区 平田頭首工地区 (宇佐市)

## 補助等の条件

事業区分	事業主体	採択基準 (又は条件)	補助率
基幹水利施設管理事業	市町村	①対象施設 ダム、頭首工、揚水機場、排水機場、排水樋門であって次の条件を全て満たす施設及びこれと一体的に管理する必要がある施設 ア 国により管理委託されたもの イ 基幹水利施設管理強化計画書に位置づけられ、かつその公共・公益的機能が高く適正な管理が特に必要と認められるもの ウ 施設毎に一定の規模要件等を満たすもの ②受益面積 1,000ha以上 (ただし、畑を受益とするものにあつては300ha以上) ③非農地率 1割以上	国：30% 県：30%

## 県の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
基幹水利施設管理事業	大分県基幹水利施設管理事業補助金交付要綱

## 国の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
基幹水利施設管理事業	土地改良関係施設補助金交付要綱

# (事業名) 土地改良施設維持管理適正化事業

(継続 実施期間：昭和62年～ )

本年度予算額 (前年度予算額)	左 の 財 源 内 訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国 庫	一 般	そ の 他		
千円 25,050 (30,450)	千円	千円 25,050	千円	農村基盤整備課 (農地整備班)	振興局 (農林基盤部)

## 事業の趣旨

老朽化し維持管理に伴う経費が高騰の状況にある土地改良施設の改修等に対して補助し、施設の適正な維持管理を図る。

## 事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
土地改良施設維持管理適正化事業	千円 25,050	ゲートの塗装、ポンプ・電動機のオーバーホール、電気設備の精密整備、水路浚渫	昭和井路土地改良区 外9団体

## 補助等の条件

事業区分	事業主体	採 択 基 準 (又は条件)	補 助 率
土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良区等	<p>整備補修の基準は、次のすべてを満たすものとする</p> <p>ア 県管理指導センターの診断指導の結果、必要と認められた整備補修であって改良区等拠出金の対象となっているものであること</p> <p>イ 整備補修の対象施設が団体営規模以上の事業により造成された施設であること</p> <p>ウ 1地区当たりの事業費が200万円以上のものであること</p> <p>土地改良施設の整備補修工事とは、概ね5年単位に行われる整備補修であって、毎年経常的に行うべきものを除く</p>	

## 県の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
土地改良施設維持管理適正化事業	大分県土地改良事業推進対策関係補助金交付要綱

## 国の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱・要領

# (事業名) 国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)

(継続 実施期間：平成12年～)

本年度予算額 (前年度予算額)	左 の 財 源 内 訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国 庫	一 般	そ の 他		
千円 26,108 (30,518)	千円 18,520	千円 7,588	千円	農村基盤整備課 (農地整備班)	振興局 (農林基盤部)

## 事業の趣旨

農業水利施設は、農業生産面のみならず、水資源の涵養や洪水防止などの多面的機能を有しているが、近年、集落機能の低下や農業従事者の減少・高齢化などにより管理体制が脆弱化しつつある。

一方、都市化・混住化の進展に伴い農業水利施設の有する多面的機能の発揮への要請が高まりつつ、環境との調和や安全管理の強化など、より高度な管理が必要となっている。

このため、地域住民が享受している多面的機能の発揮等について、地域における適切な取り組みを推進する観点から、県と市町村連携のもと、土地改良区等の管理体制整備を図る。

## 事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
国営造成施設管理体制整備促進事業 (管理体制整備型)	千円 26,108	①管理体制整備計画の策定 地域における適正な管理水準、管理体制の計画を策定する。 ②管理体制整備の推進活動 地域住民に対する技術指導や啓蒙普及活動を通して適正な管理体制の構築を図る。 ③管理体制の整備・強化に対する支援 農業水利施設が有する多面的機能に対する管理費へ支援を行う。	昭和井路地区 (大分市) 駅館川地区 (宇佐市) 荻柏原地区 (竹田市)

## 補助等の条件

事業区分	事業主体	採 択 基 準 (又は条件)	補 助 率
国営造成施設管理体制整備促進事業 (管理体制整備型)	①県 ②市町村 ③市町村	国営造成施設またはこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設を管理する土地改良区等を対象とする	①国：50% 県：50% ②③ 国：50% 県：20%

## 県の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
国営造成施設管理体制整備促進事業 (管理体制整備型)	大分県団体営土地改良事業費補助金交付要綱

## 国の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
国営造成施設管理体制整備促進事業 (管理体制整備型)	土地改良事業関係補助金交付要綱

# (事業名) 畑地帯総合整備事業

(新規 実施期間：平成25年～ )

本年度予算額 (前年度予算額)	左 の 財 源 内 訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国 庫	一 般	そ の 他		
千円 157,500 (0)	千円 75,000	千円 5,000	千円 77,500	農村基盤整備課 (農地整備班)	振興局 (農林基盤部)

## 事業の趣旨

畑地帯における担い手の育成・強化を図るため、多様な営農形態にきめ細かく応じつつ、生産基盤の整備及び生産・集落環境整備を総合的に行い、もって畑作物の生産の振興及び畑作経営の改善・安定を図る。

## 事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
畑地帯総合整備事業	千円 157,500	農業生産基盤整備 農業用排水施設、農道、区画整理(暗渠排水、土層改良、農用地造成、農用地の保全) 生産・集落環境整備 営農用水施設、農業集落環境管理施設、農業集落道、集落防災安全施設等 交換分合 交換分合	三芳地区

## 補助等の条件

事業区分	事業主体	採 択 基 準 (又は条件)	補 助 率
畑地帯総合整備事業 畑地帯担い手支援型	県	① 受益面積の合計が30ha以上であること。 ② 県は「畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画」を作成し、以下の条件が満たされること。 ア 農業経営の改善目標及びこれを実現するために必要な生産基盤の整備計画を明らかにすること。 イ 受益農家戸数に占める担い手の割合又は事業の受益面積に占める担い手の経営面積の割合が10%以上であること。 ウ 受益面積のうち3戸以上が担い手であること。 (農業生産法人等生産者組織にあつては、1経営体以上) エ 事業の実施地区における占める畑作物の生産を営む区域の割合が相当程度以上あること。 ③ 事業実施地区に係る市町村は、「畑地帯営農促進基本計画」を作成すること。	国 50% 県 25%

## 国の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
農地整備事業 畑地帯担い手支援型	農山漁村地域整備交付金交付要綱 農山漁村地域整備交付金実施要綱・要領(要領別紙一番号1農地整備事業に係る運用、一番号2農地整備事業に係る取扱い)

# (事業名) 基幹水利施設保全対策事業

(継続 実施期間：平成19年～ )

本年度予算額 (前年度予算額)	左 の 財 源 内 訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国 庫	一 般	そ の 他		
千円 687,225 (203,655)	千円 334,500	千円 56,837	千円 295,888	農村基盤整備課 (農地整備班)	振興局 (農林基盤部)

## 事業の趣旨

既存水利施設の有効活用を図り効率的な機能保全対策を推進するため、施設の劣化状況等を調べる機能診断を行い、当該機能診断結果に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画の作成及び当該計画に基づく対策工事等を一貫して行う基幹水利施設保全対策事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）を実施することにより、施設の機能を効率的に保全する。併せて、突発的な事故により施設に必要とされる機能が失われた場合に対する緊急補修工事等を講ずる。

## 事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
基幹水利施設保全対策事業 (基幹水利施設ストックマネジメント事業)	千円 687,225	① 県営造成施設に関する機能保全計画の策定 (計画策定に必要な機能診断を含む) ② 国営造成施設について国営造成水利施設保全対策指導事業(国営事業)により策定する機能保全計画に基づく対策工事及び県営造成施設について①の機能保全計画に基づく対策工事の実施 ③ 国営造成施設又は県営造成施設において発生した突発的な事故に対する緊急補修工事等の対策の実施	① 中部2期地区 外3地区 ② 山中部地区 外10地区

## 補助等の条件

事業区分	事業主体	採 択 基 準 (又は条件)	補 助 率
基幹水利施設保全対策事業 (基幹水利施設ストックマネジメント事業)	上記① は県 上記②③ は県、 市町村、 管理者	(1) 対象施設は国営造成施設及び県営造成施設とする (2) 既存施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的としないものであること (3) 機能保全計画の対象施設に県営造成施設を選定しているとともに、その半数以上につき実施方針を策定していること (4) 上記②の実施に当たっては、機能診断に基づく機能保全計画が策定されていること (5) 上記②の実施に当たっては、地域の農業用排水施設の体系において重要な機能を担う施設であって、末端支配面積が100ha以上(田以外の農用地を受益地とするものについては末端支配面積20ha以上)のものであること(土地改良法で実施する基準) (6) 県営造成施設について上記③を実施するときは、(3)による選定施設であること	上記①は 国 50% 県 50% 上記②③は 国 50% 県 25% 市町村等25%

## 国の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
水利施設整備事業基幹水利施設保全型	農業競争力強化基盤整備事業(農業水利施設保全合理化事業) 農山漁村地域整備交付金交付要綱 農山漁村地域整備交付金実施要綱・要領(要領別紙一番号4水利施設整備事業に係る運用、一番号5水利施設整備事業に係る取扱い) 震災対策農業水利施設整備事業



# (事業名) 地域農業水利施設保全対策事業

(継続 実施期間：平成22年～)

本年度予算額 (前年度予算額)	左の財源内訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国庫	一般	その他		
千円 160,610 (101,557)	千円 135,768	千円 24,842	千円	農村基盤整備課 (農地整備班)	振興局 (農林基盤部)

## 事業の趣旨

団体営事業等で造成された農業水利施設（以下「団体営造成施設等」という。）の劣化状況等の調査に基づき、機能を保全するために必要な対応方策を定めた計画（以下「機能保全計画」という。）を作成し、これに基づく施設の更新や予防的な保全対策、又は事後的な保全対策を適切に組み合わせて実施する。

## 事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
地域農業水利施設保全対策事業	千円 160,610	①団体営造成施設等に関する機能保全計画の作成（機能保全計画作成に必要な当該施設の機能診断を含む。） ②団体営造成施設等に係る機能保全計画に基づく対策工事の実施 ③団体営造成施設等において発生した突発的の事故に対する緊急工事（以下「事後保全」という。）の実施	三光西部地区 (中津市) 外7地区

## 補助等の条件

事業区分	事業主体	採択基準（又は条件）	補助率
地域農業水利施設保全対策事業	市町村又は当該施設を管理する者	(1)①の事業を実施するときは、末端支配面積が100ha以上の施設であって、予防的な対策が有効と見込まれるものであること。 (2)②の事業を実施するときは、受益面積が100ha以上（①の事業を実施していない場合であって、農村振興局長が別に定めるところにより機能保全計画を作成した場合にあっては、10ha以上）であること。 (3)③の事業を実施するときは、施設の劣化に起因すると想定されるものであること。 (4)②③の事業を実施するときは、施設機能の向上を主な目的としないこと。	上記①は 国：50% 上記②③は [一般] 国：50% 県：15% [6法指定地域等] 国：55% 県：15%

## 県の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
地域農業水利施設保全対策事業	大分県団体営土地改良事業費補助金交付要綱

## 国の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
地域農業水利施設保全対策事業	農業水利施設保全合理化事業 農山漁村地域整備交付金交付要綱

## (事業名) 地域水ネットワーク再生事業

(継続 実施期間：平成21年～ )

本年度予算額 (前年度予算額)	左 の 財 源 内 訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国 庫	一 般	そ の 他		
千円 2,306 (27,290)	千円 1,500	千円 806	千円	農村基盤整備課 (農地整備班)	振興局 (農林基盤部)

### 事業の趣旨

本事業は、地域の生物多様性、水質、景観、生活環境等を保全するため、環境用水や防火用水等の新たな用水を取得し、農業水路等において年間を通じた適量の水の流れを再生させ、併せて水質を浄化するための施設整備や用水の利活用に必要な施設整備を実施する。

### 事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
地域水ネットワーク 再生事業	千円 2,306	新たな用水の取得に係る調査、調整	荒瀬地区 (中津市)

### 補助等の条件

事業区分	事業主体	採 択 基 準 (又は条件)	補 助 率
地域水ネットワーク 再生事業	市町村 改良区	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな用水の通水施設が農業水利施設であること</li> <li>河川管理者、県、市等からなる地域水ネットワーク再生協議会が設置されること</li> </ul>	国：50% 県：25%

### 県の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
地域水ネットワーク再生事業	大分県団体営土地改良事業費補助金交付要綱

### 国の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
地域水ネットワーク再生事業	農業水利施設保全合理化事業 土地改良事業関係補助金交付要綱

# (事業名) 小水力発電施設整備事業

(継続 実施期間：平成22年～ )

本年度予算額 (前年度予算額)	左 の 財 源 内 訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国 庫	一 般	そ の 他		
千円 399,650 (46,200)	千円 190,350	千円 22,125	千円 187,175	農村基盤整備課 (農地整備班)	振興局 (農林基盤部)

## 事業の趣旨

農業用水は、かんがい用水のみならず、地域用水として集落住民の生活の中で親しまれてきた。農村地域に広域に存在する水路、ダム等の農業水利施設を活用して、農村地域への小水力発電の導入を促進し、土地改良施設等の維持管理費の負担軽減や二酸化炭素の排出削減を図る。

## 事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
小水力発電施設整備事業	千円 399,650	小水力発電施設整備事業計画に基づき実施するものであって、小水力発電の施設整備及び導入支援を行う。	【導入支援】 日出生地区 (玖珠町) 外3地区 【施設整備】 元治水地区 (由布市) 外2地区

## 補助等の条件

事業区分	事業主体	採 択 基 準 (又は条件)	補 助 率
小水力発電施設整備事業	県	下記の要件を満たす農業水利施設を活用した小水力発電のための施設整備又は導入支援であること。 (1)施設整備 1) 土地改良施設等の維持管理費の節減が見込まれ、事業を実施することが適当と認められること。 2) 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われること。 (2)導入支援 1) 小水力発電施設を設置した場合の経済性を検討することが適当と認められること。 2) 平成25年度までに実施されるものであること。	国：50% 県：25%

## 国の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
小水力発電施設整備事業 (地域用水環境整備事業)	農山漁村地域整備交付金交付要綱

# (事業名) 経営体育成基盤整備事業

(継続 実施期間：平成12年～ )

本年度予算額 (前年度予算額)	左 の 財 源 内 訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国 庫	一 般	そ の 他		
千円 1,319,925 (1,284,781)	千円 668,520	千円, 90,170	千円 561,235	農村基盤整備課 (農地整備班・ 農村総合整備班)	振興局 (農林基盤部) 事業事務所

## 事業の趣旨

農村地域において過疎化・高齢化が進展している中、将来の農業生産を担う望ましい担い手を育成・確保するため、生産基盤と生活環境を一体的に整備し、大規模経営が可能となるほ場の大区画化や農地の利用集積による規模拡大の推進を図る。

## 事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
経営体育成基盤整備事業	千円 1,319,925	農業生産基盤整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用排水施設整備</li> <li>・農道整備</li> <li>・客土</li> <li>・暗渠排水</li> <li>・区画整理</li> <li>・除礫</li> <li>・農用地造成</li> <li>・農地保全</li> </ul> 農業生産基盤整備附带  営農環境整備	鍋島地区(中津市) 外17地区

## 補助等の条件

事業区分	事業主体	採 択 基 準 (又は条件)	補 助 率
経営体育成基盤整備事業	県	経営体育成基盤整備事業(一般型) <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益面積が概ね20ha以上</li> <li>・基盤整備関連経営体育成等促進計画が策定されていること</li> <li>・認定農業者等の育成 事業完了時に、次①～②のいずれかを満たすこと               <ul style="list-style-type: none"> <li>①認定農業者の全農家戸数に占める割合が市町村が定めた地域農業マスタープランに定めた目標割合以上</li> <li>②認定農業者が30%以上増加すること</li> </ul> </li> <li>・事業完了時に、担い手農地利用集積率が以下を満たすこと               <ul style="list-style-type: none"> <li>①シェア20%未満→シェアを30%以上へ</li> <li>②シェア20%以上～50%未満→シェアを10%引き上げ</li> <li>③シェア50%以上～55%未満→シェアを60%以上へ</li> <li>④シェア55%以上→シェアを5%以上引き上げ</li> </ul> </li> </ul>	(通作条件整備以外) (一般型) 国50% 県27.5～30% ただし、 中山間地域指定の場合 国 55%

事業区分	事業主体	採択基準（又は条件）	補助率
経営体育成基盤整備事業	県	<p>経営体育成基盤整備事業（面的集積型）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益面積が概ね20ha以上</li> <li>・農用地集積加速化促進計画が策定されること</li> <li>・1ha以上の面的集積団地が受益面積の20%以上となること</li> <li>・高度経営体面的集積向上率が15%以上となること</li> </ul> <p>耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益面積が概ね20ha以上</li> <li>・遊休農地利用増進土地改良整備計画促進計画が策定されること</li> <li>・整備対象となる耕作放棄地を受益面積の6%以上含めること</li> <li>・整備対象となる耕作放棄地を完了後8年間の農地としての利活用を義務付けること</li> </ul> <p>通作条件整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益面積が概ね50ha以上</li> <li>・優良農地の確保、経営体の育成に資するため必要な通作条件整備であること</li> </ul>	<p>（通作条件整備以外）</p> <p>（面的集積） 国50% 県27.5～30%</p> <p>ただし、 中山間地域指定の場合 国 55%</p> <p>（耕作放棄地） 国50% 県27.5～30%</p> <p>ただし、 中山間地域指定の場合 国 55%</p> <p>（通作条件整備） 国50% 県39～30%</p>

## 県の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
経営体育成基盤整備事業	大分県農業経営高度化支援・経営体育成土地利用調整事業実施要綱 大分県農業経営高度化支援・経営体育成土地利用調整事業費補助金交付要綱

## 国の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
経営体育成基盤整備事業	土地改良事業関係補助金交付要綱 経営体育成促進事業実施要綱・要領 農山漁村地域整備交付金実施要綱・要領

# (事業名) 農業経営高度化支援事業

(継続 実施期間：平成19年～ )

本年度予算額 (前年度予算額)	左の財源内訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国庫	一般	その他		
千円 43,750 (9,335)	千円 30,540	千円 13,210	千円	農村基盤整備課 (農地整備班)	振興局 (農林基盤部) 事業事務所

## 事業の趣旨

経営体育成基盤整備事業を契機に、水田経営所得安定対策の助成対象となる農業経営と同程度のより高度な経営体を育成し、それを「高度経営体」として位置づけ、高度経営体が育成される地区においては、「農業経営高度化支援事業」ができるものとする。

## 事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
(1)高度土地利用調整事業 ア指導事業	千円 43,750 (700)	土地利用調整及び農地の利用集積を推進するため、県が行う普及・指導活動	鍋島地区(中津市) 外7地区
イ調査・調整事業等	(43,050)	土地利用調整及び意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調査・調整活動	

## 補助等の条件

事業区分	事業主体	採択基準(又は条件)	補助率
(1)高度土地利用調整事業 ア指導事業	県	別に定める農業者又は農業者の組織する団体(以下「高度経営体」)が促進計画に定める目標年度までに一以上育成されること。特に高度経営体集積促進事業を行う場合にあつては前述のほか高度経営体集積向上率が20%以上となること 【高度経営体の要件】 ①水田経営所得安定対策実施要領第3の1の要件を満たすもの ②一定規模以上の経営等農用地を集積する認定農業者 ③基本構想の過半の農業所得を確保する認定農業者 ④特定農業団体等 ※詳細略	(1)のア 国50% 県50%
イ調査・調整事業	市町村等		(1)のイ 国50% 県25% 市町村等25%  中山間地域指定の場合 国55%

## 県の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
農業経営高度化支援事業	大分県農業経営高度化支援・経営体育成土地利用調整事業実施要領 大分県農業経営高度化支援・経営体育成土地利用調整事業費補助金交付要綱

## 国の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
農業経営高度化支援事業	土地改良事業関係補助金交付要綱 農山漁村地域整備交付金実施要綱・要領

# (事業名) 農業基盤整備促進事業

(継続 実施期間：平成11年～ )

本年度予算額 (前年度予算額)	左の財源内訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国庫	一般	その他		
千円 103,621 (192,702)	千円 82,737	千円 20,884	千円	農村基盤整備課 (農地整備班)	振興局 (農林基盤部)

## 事業の趣旨

農業の生産性の向上、効率的・安定的な農業経営の確立等を促進するため、地域の実情に即したきめの細かい土地基盤の整備及び農用地の利用集積等を推進させる。

## 事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
農業基盤整備促進事業	千円 103,621	基盤整備 ① 農業用排水施設、② 農業用道路、 ③ 暗渠排水、④ 客土、⑤ 区画整理、 ⑥ 農地造成、⑦ 交換分合、 ⑧ 農用地保全、⑨ 土地改良施設保全、 ⑩ 農業集落道、⑪ 営農飲雑用水施設、 ⑫ 防災安全施設、 ⑬ 小規模農林地等保全整備	五田地区 (杵築市) 外5地区

## 補助等の条件

事業区分	事業主体	採択基準 (又は条件)	補助率
農業基盤整備促進事業	市町村、 土地改良 区等	1 事業の内容①から⑤までのいずれか又は二つ以上を併せ行う施策であって、これらの受益面積の合計がおおむね5 ha以上であり、かつ、担い手への農地利用集積等又は農業用排水施設等の整備・保全が見込まれるもの。又は受益面積に占める耕作放棄地等の面積の割合が6%以上となり、計画期間中にそれらの耕作放棄地等の活用が見込まれること。 2 1に掲げる施策と併せ行う事業の内容⑥から⑬までに掲げるもの	国：50% 5法指定地域等においては、 国：55% 県 10% (農道単独) 県 15% (農道単独工種以外及び複合工種)

## 県の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
農業基盤整備促進事業	大分県農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱

## 国の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
農業基盤整備促進事業	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱

## (事業名) 団体営調査設計事業

(継続 実施期間：昭和43年～ )

本年度予算額 (前年度予算額)	左の財源内訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国庫	一般	その他		
千円 7,200 (9,000)	千円 4,000	千円 3,200	千円	農村基盤整備課 (農地整備班)	振興局 (農林基盤部)

### 事業の趣旨

農業の近代化を促進するため、ほ場の土地、水利等に関する条件を整備し、もって農業生産性の向上及び農業構造の改善に資することを目的として実施される各種の土地改良事業の円滑かつ的確な実施を図るために必要な調査設計等を行うものである。

### 事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
団体営調査設計事業	千円 7,200	調査設計	調査設計 八里合地区 (臼杵市)

### 補助等の条件

事業区分	事業主体	採択基準 (又は条件)	補助率
団体営調査設計事業	市町村、 土地改良 区等	調査設計 団体営土地改良事業の予定地区	国： 50% 県： 40%

### 県の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
団体営調査設計事業	大分県団体営土地改良事業費補助金交付要綱

### 国の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
団体営調査設計事業	農山漁村地域整備交付金交付要綱



# (事業名) 広域営農団地農道整備事業

(継続 実施期間：昭和55年～ )

本年度予算額 (前年度予算額)	左 の 財 源 内 訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国 庫	一 般	そ の 他		
千円 1,314,318 (1,739,099)	千円 615,000	千円 57,318	千円 642,000	農村基盤整備課 (農村総合整備班)	振興局 (農林基盤部) 事業事務所

## 事業の趣旨

広域営農団地内の基幹となる農道を整備することにより、農畜産物の流通市場の拡大及び取引の規格化、大量化に対応するとともに、高生産性農業を促進し、農業の近代化と農村環境の改善に資する。

## 事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
広域営農団地農道整備事業	千円 1,314,318	【広域農道整備】 基幹となる農道の新設または改修	大南野津2期地区 (大分市) 外3地区

## 補助等の条件

事業区分	事業主体	採 択 基 準 (又は条件)	補 助 率
広域営農団地農道整備事業 【広域農道整備】	県	1 受益面積：1,000ha以上 (※は300ha以上) 2 総事業費：20億円以上 3 車道幅員：5 m以上 (※は4 m以上) ※ 特殊地域：過疎地域自立促進特別措置法 山村振興法・離島振興法 半島振興法・特定農山村法 急傾斜地帯の指定地域	国 50% 県 40%

## 国の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
広域営農団地農道整備事業	農山漁村地域整備交付金交付要綱

## (事業名) 基幹農道整備事業

(継続 実施期間：平成21年～ )

本年度予算額 (前年度予算額)	左 の 財 源 内 訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国 庫	一 般	そ の 他		
千円 12,921 (118,450)	千円 6,000	千円 601	千円 6,320	農村基盤整備課 (農村総合整備班)	振興局 (農林基盤部) 事業事務所

### 事業の趣旨

農業の振興を図る地域において、農道網を有機的かつ合理的に整備することにより、高生産性農業の近代化と農村環境の改善に資する。

### 事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
基幹農道整備事業	千円 12,921	1 農道の新設又は改良 2 併せ行う用地整備・駐車場整備 3 ライフライン収容施設整備若しくは生態系保全施設整備	長宝2期地区 (由布市) 外1地区

### 補助等の条件

事業区分	事業主体	採 択 基 準 (又は条件)	補 助 率
基幹農道整備事業	県	1 受益面積：50ha以上 (特殊地域30ha以上) 2 総事業費：1億円以上 (特殊地域2千万円以上) 3 車道幅員：4.0m以上	国 50% 県 39%

### 国の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
基幹農道整備事業	農山漁村地域整備交付金交付要綱

# (事業名) 農道保全対策事業

(継続 実施期間：平成20年～ )

本年度予算額 (前年度予算額)	左の財源内訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国	庫	一 般		
千円 52,243 (86,152)	千円 49,350	千円 753	千円 2,140	農村基盤整備課 (農村総合整備班)	振興局 (農林基盤部) 事業事務所

## 事業の趣旨

農業生産や物流、住民の生活に不可欠なインフラである農道の老朽化が進行し、今後、更新需要が急激に増加することが予想される。このため、更新整備や整備水準の向上を図ることに加え、施設の点検・診断により予防保全的な対策を行い、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの低減を図り、農道ストックの有効活用を推進する。

## 事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
農道保全対策	千円 52,243	<b>【点検診断】</b> 施設の点検診断、健全度評価、保全対策計画の策定等 <b>【保全対策】</b> ・施設機能保全対策 施設の修繕・補強・更新、落石防止、法面保護、排水対策、路面改良、勾配修正 ・交通安全対策 交差点対策、転落防止柵、歩道、自転車道、待避所、駐車場、横断歩道橋、交通安全施設対策施設、標識、雪寒対策施設等の整備 ・環境保全対策 修景施設、生態系保全施設等 <b>【緊急対策】</b> 緊急的な機能回復又は予防等の措置	山香大田地区 (杵築市) 外3地区
震災対策農業水利施設整備		<b>【耐震性点検・調査計画事業】(団体営)</b> ・計画的に耐震対策を推進するために行う農道の点検の実施。 ・大規模地震発生のおそれのある地域において、農道の耐震性を点検調査するとともに必要に応じて整備計画の策定を実施。	

## 補助等の条件

事業区分	事業主体	採 択 基 準 (又は条件)	補 助 率
農道保全対策	県	1 受益面積：50ha以上 2 総事業費：30百万円以上(※点検診断事業については適用なし)	国 50% 県 30%
震災対策農業水利施設整備	市町村	1 大規模地震対策特別措置法、地震に係る特別措置法に基づく地震防災対策推進地域 2 過去に大規模地震が発生したことのある地域又は今後大規模地震が発生するおそれの高い地域	国 100%

## 国の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
農道保全対策事業	農山漁村地域整備交付金交付要綱 震災対策農業水利施設整備事業実施要綱要領

# (事業名) 農村振興総合整備事業

(継続 実施期間：平成9年～)

本年度予算額 (前年度予算額)	左の財源内訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国	庫	一 般		
千円 857,584 (504,602)	千円 400,000	千円 128,584	千円 329,000	農村基盤整備課 (農村総合整備班)	振興局 (農林基盤部)

## 事業の趣旨

農村地域が自ら考え設定する個性ある農村振興の目標の達成が図れるよう、地域住民の参加の下、関係機関との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤及び農村生活環境基盤等の整備を総合的に実施する。

## 事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
農村振興総合整備事業	千円 857,584	1 農業生産基盤整備 (1) ほ場整備 (2) 農業用排水施設整備 (3) 農道整備 (4) 農用地開発 (5) 農用地の改良又は保全  2 農村生活環境基盤整備 (1) 農業集落道整備 (2) 営農飲雑用水施設整備 (3) 農業集落排水施設整備 (4) 農業施設等用地整備 (5) 集落防災安全施設整備 (6) 地域資源利活用施設整備 (7) 地域農業活動拠点施設整備 (8) 施設補強整備 等  3 特 認	諸田・定留 (中津市) 野津(臼杵市) 臼杵(臼杵市) 弥生(佐伯市) 挾間(由布市) 宇佐東部 (宇佐市)

## 補助等の条件

事業区分	事業主体	採 択 基 準 (又は条件)	補 助 率
農村振興総合整備事業	県	1 農村振興基本計画が作成されている区域であること 2 農業振興地域であること 3 総事業費が200百万円以上であること	国 50% 県 25% (生産基盤整備30%) (環境基盤整備25%) ( )はH21以前採択

## 国の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
農村振興総合整備事業	農山漁村地域整備交付金交付要綱

# (事業名) 中山間地域総合整備事業

(継続 実施期間：平成12年～ )

本年度予算額 (前年度予算額)	左 の 財 源 内 訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国 庫	一 般	そ の 他		
千円 2,606,552 (3,045,040)	千円 1,347,925	千円 297,802	千円 960,825	農村基盤整備課 (農村総合整備班)	振興局 (農林基盤部) 事業事務所

## 事業の趣旨

地形的、位置的に不利な条件にある中山間地域において、それぞれの地域の立地条件にあった生産基盤の整備と生活環境の整備を総合的に実施し、地域の活性化を図るとともに、併せて定住の促進と国土・環境の保全に資する。

## 事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
中山間地域総合整備事業	千円 2,606,552	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業生産基盤整備               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 農業用排水施設整備</li> <li>(2) 農道整備</li> <li>(3) ほ場整備</li> <li>(4) 農用地開発</li> <li>(5) 農地防災</li> <li>(6) 客土</li> <li>(7) 暗渠排水</li> <li>(8) 農用地の改良又は保全</li> </ol> </li> <li>2 農村生活環境整備               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 農業集落道整備</li> <li>(2) 営農飲雑用水施設整備</li> <li>(3) 農業集落排水施設整備</li> <li>(4) 農業集落防災安全施設整備</li> <li>(5) 用地整備</li> <li>(6) 活性化施設整備</li> <li>(7) 集落環境管理施設整備</li> <li>(8) 交流施設基盤整備</li> <li>(9) 情報基盤施設整備</li> <li>(10) 市民農園等整備</li> <li>(11) 生態系保全施設等整備</li> <li>(12) 交換分合</li> </ol> </li> <li>3 特認 (生産基盤型を除く)</li> <li>4 効果促進事業</li> </ol>	萩 (竹田市) 竹田西部 (竹田市) 萩2期 (竹田市) 蒲江 (佐伯市) 大野東部 (豊後大野市) 本耶馬溪 (中津市) 杵築大田 (杵築市) 庄内 (由布市) 豊後大野西部 (豊後大野市) 佐伯 (佐伯市) ”ゆめ”タウンここのえ (九重町) 国東 (国東市) 玖珠2期 (玖珠町) 香々地 (豊後高田市) 両院2期 (宇佐市) 日出山香 (日出町 ・杵築市) 日田 (日田市) 竹田南部 (竹田市) 萩3期 (竹田市)

## 補助等の条件

事業区分	事業主体	採択基準（又は条件）	補助率
【県営】 中山間地域総合整備事業	県	1 次に掲げる地域に該当する市町村又は次に掲げる地域を含む市町村 ①過疎地域自立促進特別措置法 ②山村振興法 ③離島振興法 ④半島振興法 ⑤特定農山村法 2 事業実施地域 農業生産基盤整備事業を実施する地域にあつては、林野率50%以上であり、かつ主傾斜がおおむね100分の1以上の農用地面積が50%以上 3 受益面積 農業生産基盤整備の2以上の受益面積の合計 県 営 60 h a 団 体 営 20 h a	国 55% 県 30～25% 平成15年度新規地区より下記は25% 用地整備 活性化施設 交流施設基盤 情報基盤施設 市民農園 交換分合 特 認
【団体営】 中山間地域総合整備事業	市町村		国 55% 県 20%

## 国の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
中山間地域総合整備事業	農山漁村地域整備交付金交付要綱

# (事業名) 農地環境整備事業

(継続 実施期間：平成22年～ )

本年度予算額 (前年度予算額)	左 の 財 源 内 訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国 庫	一 般	そ の 他		
千円 38,850 (15,750)	千円 20,350	千円 5,950	千円 12,550	農村基盤整備課 (農村総合整備班)	振興局 (農林基盤部)

## 事業の趣旨

耕作放棄地区及びこれら介在する周辺農地を対象として、長期的に営農の再開が見込めない耕作放棄地を含む農地の区域（保全管理区域）と、今後とも営農を継続し、生産性の向上を図る農地の区域（生産区域）とを計画的に区分して、耕作放棄に伴う悪影響の除去と優良農地を保全するための措置を計画的かつ一体的に進める。

## 事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
農地環境整備事業	千円 38,850	1 農業生産基盤整備 (1) 区画整理 (2) 水田転換 (3) 農業用排水施設 (4) 農地保全 (5) 農道整備 (6) 暗渠排水  2 保全管理等 (1) 高付加価値農業基盤整備 (2) 附帯事業 (3) 用地整備 (4) 市民農園等整備 (5) 生態系保全施設整備 (6) 遊水地整備 (7) 土地改良施設の撤去及び跡地整備 (8) 交換分合  3 特 認	大 山 (日田市)

## 補助等の条件

事業区分	事業主体	採 択 基 準 (又は条件)	補 助 率
農地環境整備事業	県	1 次に掲げる地域に該当する市町村又は次に掲げる地域を含む市町村で耕作放棄地が介在する地域 ・過疎地域自立促進特別措置法・山村振興法 ・離島振興法・半島振興法・特定農山村法 2 生産基盤に係る受益面積10ha以上 3 受益面積の7割程度以上を優良農用地として確保できる見通しのあること	国 55% 県 30～25% 平成16年度新規地区より下記は25% 用地整備 市民農園 交換分合 特 認

## 国の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
農地環境整備事業	農山漁村地域整備交付金交付要綱

# (事業名) 土地改良施設補修事業

(継続 実施期間：平成22年～ )

本年度予算額 (前年度予算額)	左 の 財 源 内 訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国 庫	一 般	そ の 他		
千円 4,000 (4,500)	千円	千円 4,000	千円	農村基盤整備課 (農村総合整備班)	振興局 (農林基盤部) 事業事務所

## 事業の趣旨

県が直接管理の状態で暫定的に供用開始している農道施設について、災害が発生した場合の速やかな交通解放のための崩土除去等の応急工事を実施する。

また、国庫補助事業の基準を満たさない小災害等については復旧工事を実施する。

## 事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
土地改良施設補修事業	千円 4,000	1 交通確保応急工事 崩土除去、大型土のう設置、信号機設置等  2 小災害等復旧工事 1 箇所工事費が40万円未満の箇所の災害復旧  3 通行規制看板等の設置・撤去  4 推進費	県内一円



# (事業名) 演習場周辺障害防止対策事業

(継続 実施期間：昭和54年～ )

本年度予算額 (前年度予算額)	左の財源内訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国庫	一般	その他		
千円 1,522,449 (1,707,211)	千円 1,522,449	千円	千円	農村基盤整備課 (防災班)	東部振興局 (日出水利耕地 事務所)

## 事業の趣旨

自衛隊等の演習活動及び防衛施設の整備拡充等によって、演習場内の荒廃が進み保水力の低下及び土砂流出等の発生で、防衛施設周辺の農地の流域に変化が生じ、農業用施設等に被害を及ぼし用水被害をきたしている。この被害を防止または軽減するための整備を行い、関係住民の生活安定を図る。

## 事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
障害防止対策事業	千円 1,522,449	防衛施設周辺において、自衛隊等の演習行為等によって生ずる農業被害を防止または軽減する目的で、農業用施設（ダム・溜池・取水施設・用水路・排水路・浚渫等）の新設及び改修を行う。	松木ダム地区 外7地区

## 補助等の条件

事業区分	事業主体	採択基準（又は条件）	補助率
障害防止対策事業	県	防衛施設周辺において、自衛隊等の機甲車両その他重車両の頻繁な使用、実弾射撃、爆撃等の行為により、防衛施設周辺の農業用施設に機能障害が発生している場合	国 100%

# (事業名) 防災ダム事業

(継続 実施期間：平成22年～ )

本年度予算額 (前年度予算額)	左 の 財 源 内 訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国 庫	一 般	そ の 他		
千円 139,965 (268,552)	千円 66,650	千円 4,987	千円 68,328	農村基盤整備課 (防災班)	振興局 (農林基盤部)

## 事業の趣旨

洪水調整用のダムの改修、耐震性向上を目的としたため池の改修等により、台風や豪雨等による洪水被害や、地震によるため池の決壊を未然に防止し、農地、公共施設、家屋、人命を守る。

## 事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
地震対策ため池防災工事	千円 139,965	地震対策のための「ため池」の改修及び補強	弘安寺地区 (杵築市)外3地区

## 補助等の条件

事業区分	事業主体	採 択 基 準 (又は条件)	補助率
防災ダム工事	県	防災ダム工事 洪水調節用のダムの新設または改修であって、受益面積が概ね100ha以上のもの。 ただし、台風常襲地帯、豪雪地帯及び振興山村地域のいずれか、かつ過去10年間に激甚災害の指定を受けた地域は70ha以上の受益面積とする。	国55% 県39%
		地震対策ため池防災工事 家屋の密集している地域で地震防災上必要な農業用ため池の改修 ①大規模…受益面積70ha以上かつ灌漑受益40ha以上 受益面積7ha以上かつ灌漑受益2ha以上で 想定被害額(農外)が3億円以上 ②小規模…受益面積7ha以上かつ灌漑受益2ha以上	大規模 国55% 県34%(35%) 小規模 国50% 県34%(35%)
震災対策農業水利施設整備工事	県	震災対策ため池整備工事 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく地震防災対策推進地域であること。 ①大規模…受益面積70ha以上かつ灌漑受益40ha以上 受益面積7ha以上、灌漑受益2ha以上かつ 想定被害額(農外)が3億円以上 ②小規模…受益面積7ha以上かつ灌漑受益2ha以上	大規模 国55% 県34% 小規模 国50% 県34%  ( )はH21 以前採択

## 国の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
防災ダム事業 震災対策農業水利施設整備事業	震災対策農業水利施設整備事業実施要綱 農地防災事業等補助金交付要綱 農山漁村地域整備交付金交付要綱

# (事業名) ため池等整備事業

(継続 実施期間：平成20年～ )

本年度予算額 (前年度予算額)	左 の 財 源 内 訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国 庫	一 般	そ の 他		
千円 1,079,427 (529,046)	千円 561,170	千円 39,112	千円 479,145	農村基盤整備課 (防災班)	振興局 (農林基盤部)

## 事業の趣旨

農業用の施設（ため池・用排水施設等）が築造後の経年変化等により脆弱化し、放置すれば災害の発生あるいは、周辺の農地・農業用施設・公共施設・人家・人命等に被害を与える恐れのあるものについて、これらの被害を未然に防止するため、施設の整備、点検、調査計画を行うもの。

## 事業の内容

事業区分	予算額 千円	事業の内容	予定地区等
用排水施設整備工事	130,620	・防災上必要な水路・用排水機場及び付帯施設の新設改修	細地区 (大分市) 外1地区
危険ため池緊急整備工事	892,807	・危険な農業用ため池の改修補強・廃止	亀の甲・菅地区 (国東市) 外18地区
耐震性点検、調査計画事業	56,000	・ため池、農業水利施設の耐震性を点検・調査するとともに、ハザードマップの作成、計器類の設置、耐震整備計画の策定を実施	長牟田地区 (玖珠町) 外2地区
農村地域防災減災調査計画事業	—	・ため池や、農業水利施設の防災・減災総合計画を作成するとともに、ハザードマップの作成、施設等の安全度評価、整備計画に必要な調査、計画策定を実施、	—

## 補助等の条件

事業区分	事業主体	採択基準（又は条件）	補助率
ため池等整備事業	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽ため池整備工事 築造後において自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用ため池の改修</li> <li>①大規模…受益面積100ha（中山間地域70ha）以上、総事業費8,000万円（中山間地域3,000万円）</li> <li>②小規模…a 受益面積 10ha（中山間地域 5 ha以上、高度な技術を要する場合 2 ha以上）総事業費800万円以上 b 受益面積 40ha以上</li> </ul>	大規模 国55% 県28%(30%) 小規模 a 国50% 県29%(30%) b 国50% 県33%
		<ul style="list-style-type: none"> <li>用排水施設整備工事 防災上必要な頭首工・樋門・用排水機場・水路等の変更又は、当該施設に代わる農業用排水施設の改修または新設</li> <li>①大規模…受益面積400ha（中山間地域200ha）以上 総事業費8,000万円（中山間地域3,000万円）以上</li> <li>③小規模…a 受益面積20ha以上（一部地域5ha以上） 総事業費800万円以上 b 受益面積 200ha以上</li> </ul>	大規模 国55% 県28%(30%) 小規模 a 国50% 県29%(30%) b 国50% 県33%
		<ul style="list-style-type: none"> <li>危険ため池緊急整備工事</li> <li>①危険なため池の改修、補強、 総事業費 800万円以上、貯水量 概ね1,000m<sup>3</sup>以上、ため池に関する農家が2戸以上で、かつ住民の生命に危険が予想されるもの</li> <li>③地域ため池総合整備（総合整備） 「地域ため池総合整備計画」に基づき実施するもの</li> </ul>	国50% 県35% 国50%(55%) 県35% ( )要件該当 (県)はH21以前採択
	県及び市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震性点検・調査事業 ため池、農業水利施設の耐震性点検・調査、整備計画の策定 調査事業にあつては受益面積7ha以上又は農外想定被害額が4,000万円以上であつて、かつかんがい受益面積2ha以上 耐震性点検にあつては、かんがい面積2ha以上</li> </ul>	50%（但し27年度までの採択地区は定額）
	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>農村地域防災減災調査計画事業 ため池、農業水利施設の調査、計画策定 (大規模事業)：受益面積が400ha以上（但し、ため池の整備にあつては、100ha以上） (小規模事業)：農業用ため池整備2ha以上 農業用排水施設整備 20ha以上 土砂崩壊防止施設 5ha以上等 ※中山間地域にあつては受益面積の合計が10ha以上</li> </ul>	50%（但し、平成27年度までの採択地区は定額）

## 国の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
ため池等整備事業	震災対策農業水利施設整備事業実施要綱要領
地域ため池総合整備事業	農村地域防災減災事業実施要綱要領
震災対策農業水利施設整備事業	農地防災事業等補助金交付要綱
農村地域防災減災事業	農山漁村地域整備交付金交付要綱

# (事業名) 河川工作物応急対策事業

(継続 実施期間：平成21年～ )

本年度予算額 (前年度予算額)	左の財源内訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国庫	一般	その他		
千円 242,347 (366,365)	千円 123,500	千円 9,987	千円 108,860	農村基盤整備課 (防災班)	振興局 (農林基盤部)

## 事業の趣旨

河川の直轄管理区間及び知事管理区間で、河道の整備されている箇所を設置され、農業用河川工作物の治水能力が劣っている等、工作物の構造が不適當、不十分なものについて応急的な整備を実施するもの。

## 事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
農業用河川工作物応急対策事業	千円 242,347	1級、2級河川の整備された区間内にある農業用工作物の改修	馬代地区(白杵市) 外1地区

## 補助等の条件

事業区分	事業主体	採択基準(又は条件)	補助率
農業用河川工作物応急対策事業	県	農業用河川工作物(頭首工・樋門・橋梁等)の整備補強、撤去、撤去に伴う整備 ①大規模…総事業費1億円以上  ②小規模a…総事業費5,000万円以上 小規模b…総事業費800万円以上	大規模 国 55% 県 37%  小規模a 国 50% 県 42%  小規模b 国 50% 県 32%

## 国の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
農業用河川工作物応急対策事業	農村地域防災減災事業実施要綱要領 農地防災事業等補助金交付要綱 農山漁村地域整備交付金交付要綱

## (事業名) 湛水防除事業

(継続 実施期間：平成20年～ )

本年度予算額 (前年度予算額)	左 の 財 源 内 訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国 庫	一 般	そ の 他		
千円 10,768 (107,398)	千円 5,000	千円 768	千円 5,000	農村基盤整備課 (防災班)	振興局 (農林基盤部)

### 事業の趣旨

流域の開発、地盤沈下等の立地条件の変化、河川改修等による流域の変化により、湛水被害が発生している地域において排水施設の整備を行い、農地・農業用施設はもとより、公共施設や家屋の湛水・溢水被害を防止する。

### 事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
湛水防除事業	千円 10,768	湛水被害を防止するために行う排水機、排水樋門、排水路等の新設又は改修	干拓第2地区 (豊後高田市)

### 補助等の条件

事業区分	事業主体	採 択 基 準 (又は条件)	補助率
湛水防除事業	県	湛水被害を防止するために行う排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、地下水浸透施設、排水路等の新設又は改修 ①大規模…総事業費5億以上、受益面積400ha以上  ②小規模…総事業費5,000万円以上、受益面積30ha以上	大規模 国55% 県37%(35%)  小規模 国50% 県42%(30%)  ( )はH21 以前採択

### 国の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
湛水防除事業	農村地域防災減災事業実施要綱要領 農地防災事業等補助金交付要綱 農山漁村地域整備交付金交付要綱

# (事業名) 農業用ダム防災情報伝達基盤整備事業

(新規 実施期間：平成25年～26年)

本年度予算額 (前年度予算額)	左の財源内訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国庫	一般	その他		
千円 6,757 (0)	千円 0	千円 4,730	千円 2,027	農村基盤整備課 (農地整備班)	振興局 (農林基盤部)

## 事業の趣旨

農業用ダムの防災情報をダム管理者（土地改良区等）と地域防災担当（県・市町村）及び所有者（県）が共有する効率的なシステムを整備することで、貯水位の把握を随時的確に行うことを可能とし、また県のホームページで情報を公開し、災害発生の迅速な対応が可能となる体制を整えることで、ダム周辺地域の防災・減災対策に資する。

## 事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
農業用ダム防災情報伝達 基盤整備事業	千円 6,757	・水位計及びデジタルテレメータの整備	石山ダム（杵築市） 外10ダム

## 補助等の条件

事業区分	事業主体	採択基準（又は条件）	補助率
農業用ダム防災情報伝達 基盤整備事業	県	県所有の農業用ダムで水位計及びデジタルテレメータが未整備のダムを整備対象とする	県70%

# (事業名) 地すべり防止対策事業

(継続 実施期間：平成12年～ )

本年度予算額 (前年度予算額)	左の財源内訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国庫	一般	その他		
千円 266,931 (351,464)	千円 126,000	千円 13,931	千円 127,000	農村基盤整備課 (防災班)	振興局 (農林基盤部)

## 事業の趣旨

土地の一部が地下水等に起因してすべる、またこれに伴って移動する地域で、地すべり等防止法第3条の指定を受けた地区の被害を未然に防止するために地すべり防止工事を行い、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土の保全に資する。

## 事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
地すべり防止対策事業	千円 266,931	地すべり活動の防止またはその原因を除去するために地表水排除工・地下水排除工・浸食防止・抑止工等の工事を実施	花合野第1地区 (由布市) 外6地区

## 補助等の条件

事業区分	事業主体	採択基準(又は条件)	補助率
地すべり防止対策事業	県	地すべりを防止するため、承水路・排水路水抜きボーリング・排水暗渠・床止工・護岸工・堰堤工・杭打工・擁壁工等の設置 地すべり等防止法第3条に基づく地すべり防止区域の指定を受けた地区で農地面積10ha以上、総事業費7,000万円以上	国 50% 県 50%

## 国の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
地すべり防止対策事業	地すべり対策事業費補助金交付要綱 農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱



# (事業名) 海岸保全事業

(継続 実施期間：平成20年～ )

本年度予算額 (前年度予算額)	左の財源内訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国庫	一般	その他		
千円 161,510 (268,389)	千円 75,000	千円 8,010	千円 78,500	農村基盤整備課 (防災班)	振興局 (農林基盤部)

## 事業の趣旨

海岸法に基づき海岸管理者が行う事業であって、高潮・津波・浸食等の自然災害から国土を保全し、国民の生命・財産を守り、社会経済機能の安全性を確保するとともに、海岸環境の保全と向上を図り、国民の安全で快適な生活環境を創出する。

## 事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
高潮対策事業	千円 158,360	・高潮による被害を防止するため、護岸工・消波工・根固工・内堤工等の新設、改良、補修	西国東第3地区 (豊後高田市) 外3地区
海岸堤防等老朽化対策事業	3,150	・老朽化により機能が確保されていない海岸堤防等の機能強化、補修	来浦地区 (国東市)

## 補助等の条件

事業区分	事業主体	採択基準(又は条件)	補助率
高潮対策事業	県	高潮による被害の発生する恐れのある海岸で、防護面積が1kmあたり5ha以上、防護人口が1kmあたり50人以上、総事業費10,000万円以上	国 50% 県 43%
侵食対策事業		侵食による被害の発生する恐れのある海岸で、防護面積が1kmあたり5ha以上、防護人口が1kmあたり50人以上、総事業費10,000万円以上	国 50% 県 43%
海岸環境整備事業		周辺に海岸を利用する公営の施設があり、これと総合的に機能し、総事業費10,000万円以上	国 1/3 県 1.79/3
海岸堤防等老朽化対策事業		老朽化により海岸保全施設の機能が著しく低下し、甚大な被害の恐れのある海岸で、総事業費5,000万円以上	国 50% 県 43%

## 国の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
海岸保全事業	農山漁村地域整備交付金交付要綱

# (事業名) 団体営耕地災害復旧事業

(継続 実施期間：平成23年～ )

本年度予算額 (前年度予算額)	左の財源内訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国庫	一般	その他		
千円 5,288,858 (4,238,052)	千円 5,117,658	千円 171,200	千円	農村基盤整備課 (防災班)	振興局 (農林基盤部)

## 事業の趣旨

暴風、豪雨、高潮、地震その他の異常な天然現象により、被災した農地（田、畑）、農業用施設（頭首工、ため池、水路、道路、橋梁等を原形に復旧することにより、農業生産の維持を図り、併せて農業経営の安定に寄与する。

## 事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
過年災	千円 1,141,858	平成24年発生災害の農地・農業用施設の復旧	
現年災	4,147,000	平成25年に発生が見込まれる災害の農地・農業用施設の復旧	

## 補助等の条件

事業区分	事業主体	採択基準（又は条件）	補助率
災害復旧事業	市町村等	被災した農地・農業用施設を原形に復旧する。 1箇所の工事費用が40万円以上のもので下記に示す異常な天然現象によって被災を被った農地・農業用施設の復旧 水平距離で150m以内の被災箇所は、1箇所として取り扱うことができる。 ①雨量：24時間雨量が80mm以上又は時間雨量が20mm以上 ②風速：最大風速が15m/s以上(10分間平均風速) ③洪水：その地点の水位が警戒水位以上 ④干ばつ：連続干天日数（日雨量5mm未満の日を含む）20日以上 ⑤地震：特に震度は定めていない ⑥地すべり：特に規定なし	農地 50% 農業用施設 65%

## 県の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
災害復旧事業	大分県耕地災害復旧事業補助金交付要綱

## 国の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
災害復旧事業	農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱 農地農業用施設災害復旧事業査定要領

# (事業名) 地震対策ため池緊急整備事業

(継続 実施期間：平成23年～ )

本年度予算額 (前年度予算額)	左 の 財 源 内 訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国 庫	一 般	そ の 他		
千円 93,749 (100,000)	千円 0	千円 22,374	千円 71,375	農村基盤整備課 (防災班)	振興局 (農林基盤部)

## 事業の趣旨

地震等による自然災害の発生を未然に防止するため、小規模な農業用ため池の改修・浚渫及び農業用水利施設として必要が無くなったため池の貯水機能を無くし、農村地域の安全・安心の確保を図る。

## 事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
地震対策ため池 緊急整備工事	千円 93,749	小規模ため池の改修  ため池の廃止  ため池の浚渫	

## 補助等の条件

事業区分	事業主体	採 択 基 準 (又は条件)	補助率
ため池改修工事	県	ため池改修 ①総事業費40万円以上 ②受益面積2ha未満 ③地震対策を実施 ④想定被害区域内に人家2戸以上 上記をすべて満たすこと	県70%
ため池廃止工事		ため池廃止 受益がなく、かつ人家2戸以上に危険が予想されるもの	県50%
ため池浚渫工事		ため池浚渫 ①総事業費200万円以上 ②貯水量の10%以上の堆積 ③ため池に関係する農家が2戸以上 ④補助事業実施地区は実施後10年が経過していること 上記をすべて満たすこと	市町村負担 の50% (事業費の 1/3上限)

## 県の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
地震対策ため池緊急整備事業	地震対策ため池緊急整備事業実施要綱

